



全社総発第 359 号  
平成 25 年 9 月 5 日

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会  
事務局長 佐藤 昭一 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
事務局長 渋谷 篤男



平成 25 年度東日本大震災に係る復興支援及び福祉施策等の要望について(回答)

日頃より本会事業の推進につき、格段のご高配を賜り深謝申しあげます。

また、東日本大震災被災地支援活動の推進に際しては、地域コミュニティの復興・再生に向けたご尽力に対して、深く敬意を表するとともに、重ねて御礼申しあげます。

さて、このたびご提出いただきました標記要望における災害時のボランティア活動保険の加入に関しまして、本会といたしましても、「ボランティア活動保険の加入についての留意事項」(平成 23 年 3 月 29 日付文書)等において、「在住地(または出発地)等の社会福祉協議会での加入」を明記し、本会ホームページ等で広く周知しているところです。

被災地の社協・災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて、今後とも上記の対応が徹底されるよう注意喚起を図ってまいります。

引き続き、本会事業の推進にご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。



平成 23 年 3 月 29 日

「社会福祉法人全国社会福祉協議会」  
ボランティア活動保険の加入についての留意事項

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険へのご加入にあたっては、以下の事項にご留意ください。

記

1. ボランティア活動保険の保険期間は年度ごととなります（4月1日より新契約）。平成23年度の保険に未加入の方は、改めて加入手続きが必要となります。
2. ボランティア活動保険は、ボランティア自身やボランティアグループが加入申込人となるものです。また、被災地の負担を少しでも軽減させるため、原則として在住地（または出発地）等の社会福祉協議会での加入をお願いいたします。これにより、出発地からの補償が担保されます。
3. 地震（余震）に起因する事故によるケガは、「天災プラン」でなければ補償できません。すでに基本プランに加入している方でも、「天災プラン」への加入が必要です（新規加入）。その際の補償は、いずれか一口のみとなります（基本プラン+天災プランの2口での補償ではありません）。
4. ボランティア活動保険加入を証明する「加入カード」を、被災地に赴く加入者を対象に配布する予定です（4月上旬より加入時に配布）。被災地において保険加入を確認できるよう、カードの携帯をお願いいたします。

◆ 本件に関するお問い合わせ先

（株）福祉保険サービス TEL. 03-3581-4667 FAX. 03-3581-4763